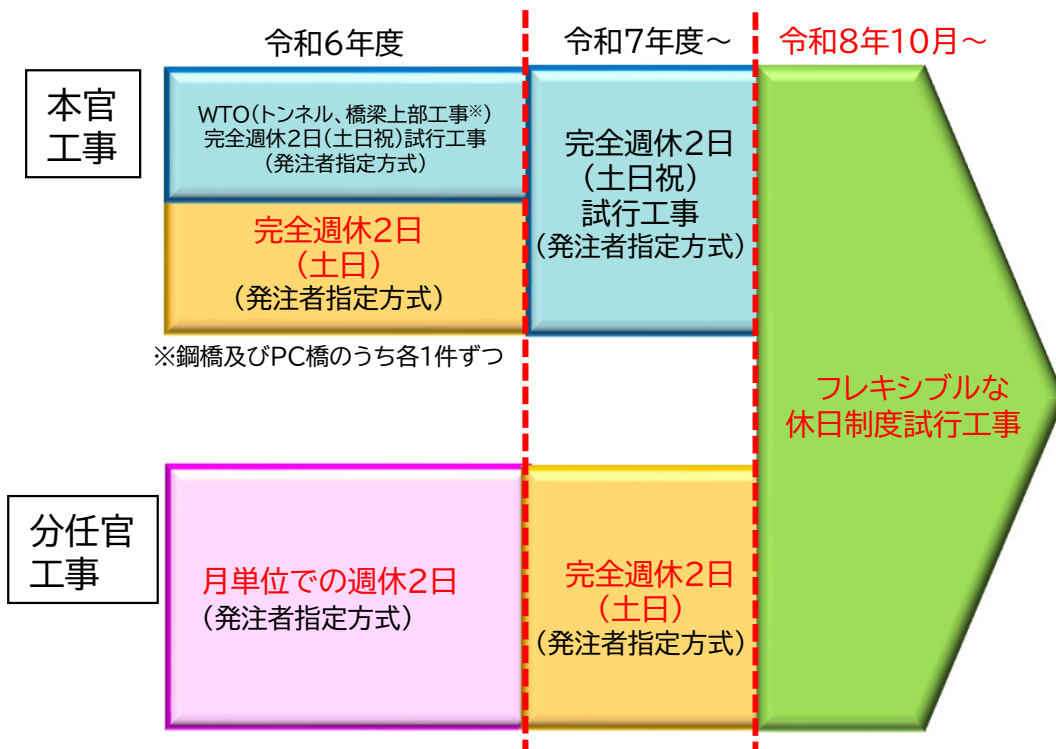


**令和8年10月期
フレキシブルな休日制度に関する取り組み
【四国地方整備局】
(R8. 10月版)**

多様な働き方に対応した休日制度

- 令和6年4月1日より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、更なる週休2日工事の推進が求められ、令和7年度より本官工事は完全週休2日(土日祝)、分任官工事は完全週休2日(土日)とすることで、週休2日の「質の向上」に向け取り組んできたところ。
- 令和8年10月1日以降公告する工事より、本官工事・分任官工事ともに休日の設定曜日に関わらず、一定以上の休日を確保する「フレキシブルな休日制度試行工事」とし、多様な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの更なる向上を推進する。



※対象: 令和8年10月1日以降入札手続き(公告)を行うもの

【具体の取扱い】

本官工事、分任官工事

- ・全ての工事を対象に、フレキシブルな休日制度を適用する。

※フレキシブルな休日制度とは、工期内において週休2日(土日祝)以上の日数を確保した上で、柔軟に休日を設定する制度である。なお、技術者及び労働者を交替しながら休日を確保することも可とする。

※経常維持工事(河川維持・道路維持)及び災害復旧工事等の現場閉所を行うことが困難な工事においては、従前の交替制適用工事と同様に、技術者及び技能労働者が交替しながら工期内において週休2日(土日)以上の日数を確保するものとする。

※令和8年9月30日以前に公告した工事は、これまでの制度を継続するものとし、本制度の対象外とする。

- ※現場閉所 : 現場事務所での事務作業(内業)を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態(休日)を指す。
- ※交替制 : 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保するもの。
- ※対象期間 : 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、猛暑対策として休工とした期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

令和8年10月期の実施方針

【発注方式】	積算(補正係数)	工事成績	証明書
フレキシブルな休日制度 試行工事	補正係数による 費用計上は行わない	明らかに受注者側にフレキシブルな 休日に取り組む姿勢が見られなかつ た場合については、工事成績評定 (審査項目別運用表の施工管理・工 程管理等)において審査する	現場閉所で確保した完全 閉所日数が従来の完全週 休2日(土日祝)の日数を 超える場合に交付

令和8年4月期の実施方針(参考)

【発注方式】	積算(補正係数)	工事成績	証明書
完全週休2日(土日祝) 試行工事 (発注者指定方式)	補正係数による 費用計上は行わない	明らかに受注者側に週休2日に取 り組む姿勢が見られなかった場合 については、工事成績評定(審査 項目別運用表の施工管理・工程管 理等)において審査する	完全週休2日(土日祝) を達成した場合に交付
完全週休2日(土日) 工事 (発注者指定方式)			
完全週休2日交替制 適用工事 (発注者指定方式)	補正係数による 費用計上は行わない	明らかに受注者側に週休2日に取 り組む姿勢が見られなかった場合 については、工事成績評定(審査 項目別運用表の施工管理・工程管 理等)において審査する	対象外

フレキシブルな休日制度に関する取り組み

ワーク・ライフ・バランス及び工事特性に配慮した「フレキシブルな休日制度」の試行

○完全週休2日にとらわれず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に休日を設定可能とすることで、創意工夫を活かしながら、多様な働き方の実現とワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、仕事と私生活の調和がとれた魅力ある職場環境の形成を促進し、建設産業の持続的な担い手確保につなげることを目指す。

	日	月	火	水	木	金	土
第1週							稼働日
第2週				稼働日の閉所	振替		
第3週	振替				祝日		連休化
第4週	連休化	祝日の閉所	稼働日の閉所	振替			稼働日
第5週							
第6週	猛暑予報のため閉所						
...							
第○週			祝日 稼働日				稼働日
第○週							稼働日
第○週		祝日					稼働日
第○週							

1週目は〇〇を施工したいから土曜日にも施工して、雨予報の水曜日を閉所しよう



祝日と土曜日を振り替えて大型連休化しよう



暑い夏は休んで、その分涼しい時期に働こう



完全週休2日(土日祝)を超える休暇の確保

工期変更等調整会議

- フレキシブルな休日制度の取組の充実を図ることを目的に、受注者から工期延長等の申し出があった場合には、「工期変更等調整会議」を設置するものとする。
- フレキシブルな休日制度の実施にあたって工程に支障となる案件の解決に向けて、初回の会議から事務所幹部が出席し、受注者から直接事務所幹部に協議できる体制を構築することで、迅速な意思決定を行うものとする。
- 全てのフレキシブルな休日制度試行工事を対象とする。

工期変更等調整会議とは・・・

【構成と出席者】

- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

【開催頻度(例)】

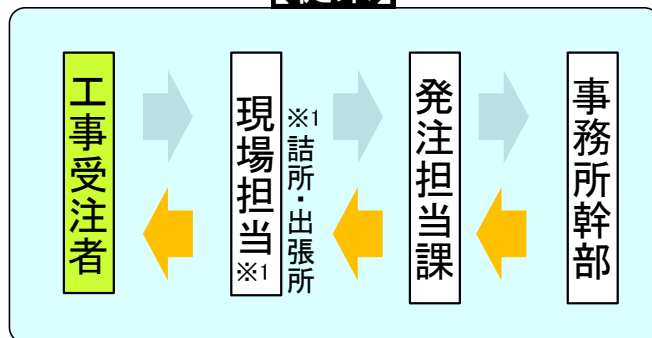
- 実施工程表作成時点(総括打合せ時点)
- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- 工期変更の必要が生じた場合
- 工事実施内容(工種・数量等)の変更が生じた場合

【取組内容】

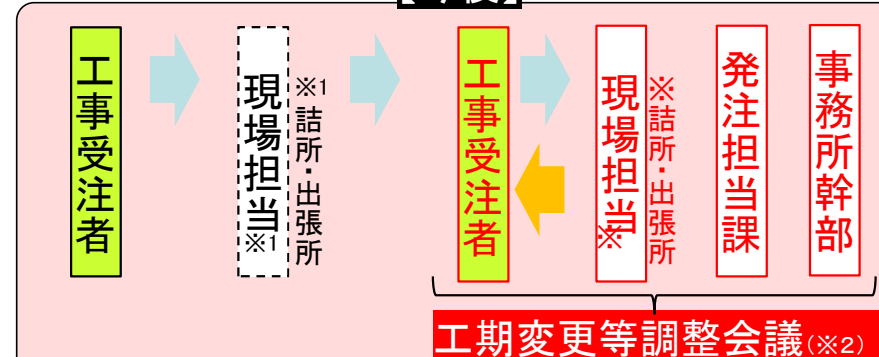
- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**
- **工事実施内容(工種の削減・数量削減・施工条件の変更等)に関する協議**

<工期変更における情報の流れ>

【従来】



【今後】



※2: 事務所判断を仰ぐ場合は、「工期変更等調整会議」を開催し、迅速な意思決定を実施

留意事項

○ 適切な工期設定と工事工程表の公表

・**フレキシブルな休日制度試行工事で実施。** ※経常維持工事(河川維持、道路維持)及び災害復旧工事を除く。

(1) 工期設定に必要なとなる現場条件について、特記仕様書に明記する。

【特記仕様書記載例より】

①準備期間: ●●日間※¹【工種区分による日数を記載】

②後片付け期間: 20日間※¹

③休日及び天候等による作業不能日: ●●日間※²

④地元調整等による工事不可期間

令和●年●月●日から令和●年●月●日 ●日間

⑤・・・ ※必要に応じ記載

※¹ ①及び②には雨天・休日等の日数を含んでおり、③には準備・後片付け期間内の雨天・休日等の日数は含んでいない。

※² 土日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、悪天候により作業が出来ない日数、猛暑日日数(8時から17時までの間のWBGT値31以上となる時間を日数換算した日数)を含む。

(2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、**週休2日(土日祝)以上の日数が確保可能となるよう適切に変更**する。

(3) 工期設定にあたっては、**原則「工期設定支援システム」を活用**する。

(4) 条件明示の一環として、**工事工程表および施工パーティ数を見積参考資料として公表**する。

○ 条件明示の項目別チェックリストの公表

・**フレキシブルな休日制度試行工事で実施。** ※経常維持工事(河川維持、道路維持)及び災害復旧工事を除く。

(1) 条件明示の一環として、「土木工事施工条件明示の手引き(案)」記載の「**条件明示の項目別チェックリスト**」を見積参考資料として**公表**する。

○ 達成状況の確認

・建設業の働き方改革を推進する観点から、発注者による現場閉所状況の確認は月1回を目安に「**施工プロセス**」のチェックにより実施すること。フレキシブルな休日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む。
確認は、受注者が記録しているカレンダー等の資料によるものとし、新たな資料作成は求めない。

成績(土木工事成績評定)

フレキシブルな休日制度試行工事

フレキシブルな休日制度の取組状況について、提出された施工計画書や工程表が工期内における週休2日(土日祝)以上の日数の確保を前提としていないなど、明らかに受注者側にフレキシブルな休日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定(審査項目別運用表の施工管理・工程管理等)において審査する。

完全週休2日 発注者指定方式

※令和8年4月期 (参考)

週休2日の取組状況について、提出された施工計画書や工程表が完全週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に完全週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定(審査項目別運用表の施工管理・工程管理等)において審査する。

※上記の判断は、受注者の責によらず、または受発注者との協議により現場作業を余儀なくされた期間を除いた期間における週休2日の達成状況により行う。

積算および総合評価落札方式における加点評価

積算

○週休2日の補正係数による費用計上については、**労務単価および諸経費等に反映されたことから、R8年度より補正係数による割増計上は行わないものとする。**

※適用：令和8年4月1日以降入札手続き（公告）を行うもの

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
週休2日補正の種類				
完全週休2日（土日）		—	新規	
4週8休以上（月単位）			補正係数改定	
4週8休以上（通期）			廃止	
市場単価	現場閉所		補正係数改定	
	交替制		補正係数改定	
土木工事標準単価	現場閉所		補正係数改定	
	交替制		補正係数改定	

補正係数による
割増計上は行わない

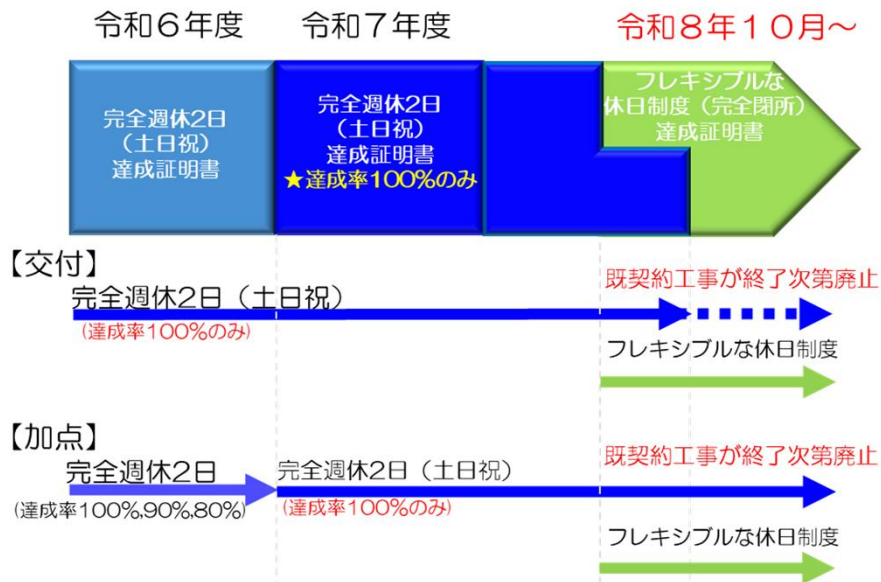
達成証明書交付の取り組みの試行

(完全週休2日(土日祝)達成証明書、フレキシブルな休日制度(完全閉所)達成証明書)

- 四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和2年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。
- 令和6年度より、完全週休2日(土日祝)の達成率が100%の工事のみ、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の交付対象として取り組んできたところ。(ワーク・ライフ・バランスに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行も含む。)
- 結果、令和7年度完了工事の完全週休2日(土日)達成率は約100%と、かなり浸透。
- 令和8年10月1日以降公告の工事については、休日の設定曜日を限定せず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に休日を設定できるものとし、**現場閉所で確保した完全閉所日数**が従来の完全週休2日(土日祝)の日数を超える場合に達成証明書を交付。

総合評価

◆ 企業評価 (その他企業評価) で加点



【企業評価】

◎完全週休2日(土日祝)
完全週休2日達成企業に **3点** の加点評価
※既契約工事が終了次第廃止

◎フレキシブルな休日制度
フレキシブルな休日制度を適用し、達成できた企業に **3点** の加点評価

※完全週休2日(土日祝)の取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日(土日祝)達成証明書」を交付。
※交替制適用工事で公告する工事では、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の評価を除く。

《令和6年度～》
※既契約工事が終了次第廃止

【完全週休2日達成企業マーク】
★完全週休2日(土日祝)を達成した企業

2024年度

完全週休2日(土日祝)達成
2 days off per week
完全週休2日達成企業

国土交通省
四国地方整備局

《令和8年度～》

【フレキシブルな休日制度(完全閉所)達成企業マーク】
★フレキシブルな休日制度を適用し達成した企業

2027年度

フレキシブルな休日制度(完全閉所)達成
Flexible holidays within Construction period
フレキシブルな休日制度達成企業

国土交通省
四国地方整備局

★どちらのマークも、取得した年度の翌年度1年間、社の広報に使用可能 10

確認方法

フレキシブルな休日制度試行工事(現場閉所)

フレキシブルな休日制度実施の確認例(発注者による確認)

工期内の対象期間における、土・日・祝日以上の日数分を現場閉所日とした資料を確認。

受注者の既存資料等(工程表や休日等の記録資料等)より土・日・祝日以上の現場閉所日の実績日数を確認し、対象期間におけるフレキシブルな休日制度の達成状況を確認。

□現場閉所の確認は、既存資料、カレンダーなどを用いて確認し、受注者に過度な負担となる資料の作成等は求めないこと。

□降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても閉所日数に含める。
(天災等により1日作業を中止した場合も含める。)

□年末年始休暇(12/29-1/3 6日)、夏季休暇(3日)は、現場閉所日にも対象期間にもカウントしない。
※年末年始は上記日程、夏季休暇は、日程の指定はしない。
(上記に、土・日・祝日、雨天休日が含まれてもカウントしない。)

□工場製作のみを実施している期間については、現場閉所日にも対象期間にもカウントしない。

□工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間についても、現場閉所日にも対象期間にもカウントしない。
(受注者の責によらず、現場作業を余儀なくされる期間とは、災害発生等による突発的な作業を想定しており、維持工事における応急処理等は該当しない。)

□対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

□工事着手とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より。

44. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

□工事完成日とは、工事完成通知書に記載された完成日を基本とする。

□現場閉所とは、元請け、下請け含め、現場での作業を実施しないこととする。

□現場とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より。

50. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

※現場以外での作業の有無については、契約外及び確認ができないことから、対象とはしない。

□現場管理上、一時的に必要な作業を行う場合は、作業日として扱わないものとする。

例:巡回パトロール・保守点検(一時的なもの)、見学会、地元協議対応など監督職員が認めたもの。

□一時中止を行った場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期することを基本とする。

□施工箇所所在型におけるフレキシブルな休日制度の場合、一工事として判断する。
(各地区毎に判断しない。)

□働き方改革を推進する観点から、発注者による現場閉所状況の確認は、月1回を目安に実施し、フレキシブルな休日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において原因を分析し、改善に取り組む。

項 目	休日(現場閉所日)	対象期間	備 考
土・日・祝日	○状況によりカウント	○カウントする	
雨天等	○状況によりカウント	○カウントする	(天災等による中止含む)
年末年始・夏季休暇	一対象外	一対象外	
現場準備・現場後片付け	○状況によりカウント	○カウントする	(工事着手日から工事完成日までを対象期間とする)
工場製作のみ期間	一対象外	一対象外	
一時中止期間など ※発注者があらかじめ対象外とした期間等	一対象外	一対象外	

工事内容	契約日	余裕期間	工期始期	(準備)	(一時的なもの)	(片付け)	工期終期	検査日
作業等								
現場閉所日	—	—	—	×	○	×	◎	—
対象期間	—	—	—	◎	◎	◎	◎	—

※ ◎:必ずカウント ○:状況によりカウント ×:カウントしない 一:対象外